主

原判決を破棄する。 本件を東京地方裁判所八王子支部に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は、末尾添附の弁護人長谷川一雄同池田久連名作成名義の控訴趣意書と題する書面記載のとおりであつてこれに対して当裁判所は、次のとおり判断する。

弁護人控訴趣意第一(三)、について、

仍つて案ずるに、刑事訴訟法第三百二十八条により供述の証明力を争う為めに取調べられた証拠は、これを犯罪事実認定の証拠と為し得ないものと解すべきを指する。然るに所論に鑑み本件記録を精査すると、原審昭和二十六年三月二十三日附第六回公判調書の記載によれば、検察官は、刑事訴訟法第三百二十八人供る聴取書の証拠調を請求し、裁判官において該書面の証拠調を為していることとは対するを検討するに、原判決を検討するに、の正して原判決を検討するに、の正して原判決を検討するに、の正しての証明のである。所して原判決を検討するに、の証拠のの正拠ののである。とは本人のであるに対するを表してがある。とは本人のに対するを表してがある。とは本人の正拠ところである。果して然らば原判決は犯罪事実認定の証拠に供した違法が存在するものと謂うべく、あり、のは、の論旨はその理由があり、別決に影響を及ぼすことが明らかであるから、此の点の論旨はその理由があり、別決は到底破棄を免れない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫莊大郎 判事 渡辺好人)